

【新設】（法人が共同して計画の認定を受けた場合の取得価額の計算）

44 の 6－4 認定計画が共同計画（次に掲げる計画をいう。以下同じ。）に係るものである場合において、その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるときは、措置法第 44 条の 6 第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額は、そのあん分した金額にその再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額によるものとする。

- (1) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 11 条第 1 項に規定する高度再資源化事業を行おうとする者が共同して作成した同項に規定する高度再資源化事業計画
- (2) 同法第 16 条第 1 項に規定する高度分離・回収事業を行おうとする者が共同して作成した同項に規定する高度分離・回収事業計画

【解説】

- 1 本通達では、本制度の適用の前提となる再資源化事業等高度化法の認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画について、複数の法人が共同して高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けた場合に、本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超えるときにおける特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額の計算方法を明らかにしている。
- 2 本制度の特別償却限度額の計算の基礎となる再資源化事業等高度化設備の取得価額は、各再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計で 20 億円を頭打ちとし、認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超える場合には、20 億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされている（措法 44 の 6 ①）。すなわち、その 20 億円がいずれの再資源化事業等高度化設備の取得価額から成るかについては、特定の再資源化事業等高度化設備の取得価額から成るものとするのではなく、再資源化事業等高度化設備の全部の取得価額の中に平均的に含まれているものとして計算することとされている。
- 3 ところで、再資源化事業等高度化法の認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画については、複数の事業者が共同して高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画を作成し、認定の申請をすることも予定されているが、認定計画が複数の事業者が共同して作成した計画に係るものである場合において、これらの事業者が取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超えるときに、特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額をどのように計算するのか疑問が生ずる。

- 4 この点、本制度が再資源化事業等高度化法の認定を受けた「需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業の実施に関する計画（高度再資源化事業計画）」又は「廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業の実施に関する計画（高度分離・回収事業計画）」に従って行う一定の設備投資に対する特別償却制度であることを踏まえ、措置法通達 44 の 6－3において取得価額の合計額の上限を認定計画ごとに判定することとしているが、これらの計画が複数の法人によって共同して作成されたものであったとしても、その計画を実施することによる「温室効果ガスの排出量削減の効果が高い資源循環を促進」することに何ら変わりはない。換言すれば、複数の法人が共同してこれらの計画を作成していたからといって、措置法通達 44 の 6－3 と別異に取り扱う理由はなく、1 計画の取得価額の合計額の上限は 20 億円であると考えるのが相当である。
- 5 そこで、本通達においては、認定計画が複数の事業者が共同して作成した計画に係るものである場合において、その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるときは、そのあん分した金額に基づき、本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備の取得価額の調整計算を行うこととしている。

なお、この「合理的にあん分した金額」の計算については、例えば、X 年において、A 社（3 月決算）の再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 15 億円、B 社（9 月決算）の再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 10 億円である場合に、A 社の X 年 3 月期において上記の取得価額の合計額の上限を 15 億円とし、B 社の X 年 9 月期において取得価額の合計額の上限を 5 億円とすることは、A 社に対して上限額を優先的に割り当てているのと同じであり、「合理的にあん分した金額」と認められないのは言うまでもない。一方で、例えば、実際に取得又は製作をした再資源化事業等高度化設備の取得価額の比に基づき、A 社の取得価額の合計額の上限を 12 億円（20 億円（上限額） $\times$ 15 億円（A 社の取得価額） $\div$ 25 億円（A 社と B 社の取得価額の合計））とし、B 社の取得価額の合計額の上限を 8 億円（20 億円（上限額） $\times$ 10 億円（B 社の取得価額） $\div$ 25 億円（A 社と B 社の取得価額の合計））とすることは、「合理的にあん分した金額」と認められるであろう。また、そのほか、認定計画に記載された再資源化事業等高度化設備の取得予定価額に基づき合理的にあん分している場合であっても、その取得予定価額が合理的に計算された金額であると認められるものであれば、「合理的にあん分した金額」と認められるであろう。ただし、いずれの場合であっても、「合理的にあん分した金額」の計算方法やその根拠となるべき事項その他参考となるべき事項を明らかにしておくことが望ましい。